

障がい者減免に係わる下水道基本使用料免除制度について

下表に該当する方は、申請により市下水道基本使用料相当額が免除されます。

免除を受けられる方	申 請 手 続
<p>身体障害者 身体障害者福祉法に基づき交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級である者が属する世帯</p>	<p>★取り扱い下水道担当部署で申請される方 障害者手帳・印鑑 世帯全員署名捺印の同意書 お客さま番号のわかるもの(検針票又は領収証書等)がある方は、併せてご持参ください。</p> <p>☆郵送により申請される方 ① 障害者手帳の写し(顔写真及び住所の記載がある頁) ② 減免申請書(署名、お客さま番号記入) ③ 世帯全員署名捺印の同意書 以上を同封の上、郵送してください。</p> <p>※申請者を含む世帯全員の中に、直近年度の1月1日の住所が八王子市以外の方がいる場合 ⇒ その方の市区町村民税の非課税証明書が必要となります。</p>
<p>精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級である者が属する世帯</p>	
<p>知的障害者 東京都愛の手帳交付要綱に基づき交付を受けた愛の手帳の障害の程度が1度又は2度である者が属する世帯</p>	
<p>かつ、世帯全員の市町村民税が非課税の世帯</p>	

* 免除額は、消費税相当額を含む額です。

※対象の手当てを受給しているだけでは免除は適用されません。申請が必要です。

◇必要書類が揃った日を受付日とし、審査後、受付日の属する月分から適用となります。

◇審査結果は書面により通知します。

◇料金の免除適用期間中は、継続適用の確認として、受給資格の確認をさせていただきます。

◇1月1日以降八王子市に転入の方は、1月1日にお住まいの市区町村で非課税証明書をもらい提出してください。

◇上表の受給資格がなくなった場合は、市下水道課へ必ずご連絡ください。

<送付先>

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所 水循環部下水道課

使用料担当

電話 042-620-7290